

フード連合(局)発 13 第 134 号(政策 27)

2014 年 5 月 30 日

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

フード連合／政策情報 No.11

フード連合「政策学習会」を開催！

(資料 1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

(資料 2) 大規模小売業告示のポイント

フード連合「政策学習会」を開催！



フード連合は専売会館3階A会議室で、5月27日(火)に、本部役職員を含む36名が参加し、「政策学習会」を開催しました。初めに松谷フード連合会長より開会の挨拶を行い、続いて、2つの講演を行いました。

講演1では公正取引委員会から武田雅弘(公正取引委員会 取引企画課 課長補佐)、塚本篤司(公正取引委員会 企業取引課 係長)の2名を講師にお招きし、テーマ1「消費税引き上げに伴う政府の転嫁対策について」、テーマ2「優越的地位の濫用

に関する規制の内容について」をご講演頂きました。

昨年8月にフード連合・UAゼンセン合同で実施した「取引慣行に関する実態調査」の結果から大規模小売業告示の内容が組合員に周知されていない傾向があり、改めて周知することと今後の取引慣行の是正につながるように表記テーマとしました。



テーマ1では消費税転嫁対策特別措置法(2013年10月施行)で禁止されている行為について、「減額」「買ったとき」「商品購入・役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」等具体的な事例を挙げてご説明頂きました。

また、この法律について、大規模小売事業者との取引について、大手製造業者は対象となるのですか?という問い合わせが多くありましたが、資料1

「1. 法律の対象となる事業者」に記載されているように大手製造業者も対象となることをご説明頂きました。

続いて、テーマ2では大規模小売業告示について、大規模小売業者の禁止行為、①不当な返品 ②不当な値引き ③不当な委託販売取引等について、具体的な事例を挙げてご説明頂きました。また優越的地位の濫用については①優越的地位 ②正常な商習慣に照らして不当に ③濫用行為の3つの要素から判断されるとし、事例を挙げてご説明頂きました。

講演2では城島光力（フード連合政策顧問）を講師にお招きして、議員時代に当時の自民党政権から提出され廃案となった労働契約法（解雇）についての政府原案が労働者にとって不利益な内容であることをご説明して頂くなど、雇用問題等に取り組んでいたことをお話頂きました。



また、「現在の社会では為替相場の動きが重要視され、真面目に働いている労働者がいないがしろにされている傾向がある。」と述べ、労働者よりも会社の利益が重要視されている社会を懸念していることをお話頂きました。

続いて、初めて労働組合の役員になられた方のために城島顧問がお書きになられた「労働組合読本」（新装改訂版）についてお話頂きました。

著書の中で「労働運動の多様性は、それぞれの国のそれぞれの時代に、労働者がどのような問題、課題に直面しているかを表しているものにほかなりません。そしてその多様性を貫いて、自由な人間としての労働者であることを確保しようとする意志、願いがあるのです。」（労働組合読本P191より 発行：公益財団法人 日本生産性本部 生産性労働情報センター）と述べ、城島顧問の労働運動についての考え方を記しています。

講演の終わりに事務局から城島顧問の今後の予定として、6月2日開催の城島光力「21世紀フォーラムパーティー」等の告知を行いました。

政策学習会は法の周知や政策顧問の講演により有意義な時間となりました。

以上

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

(資料 1)

1. 法律の対象となる事業者

| 特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手) | 特定供給事業者(転嫁拒否等される側)(売手) |
|--------------------------------------|------------------------------|
| ① 大規模小売事業者 | 大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者 |
| ② 右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者 | ○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等 |

2. 大規模小売事業者の定義(公正取引委員会規則)

- 特定事業者となる「大規模小売事業者」(公正取引委員会規則で定めるもの)
一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの
 - ① 前事業年度における売上高が100億円以上である者
 - ② 次のいずれかの店舗を有する者
 - ・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上
 - ・ その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上
- (注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む(この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。)

3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為

① 減額、買いたたき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

③ 本体価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

(2) 報復行為

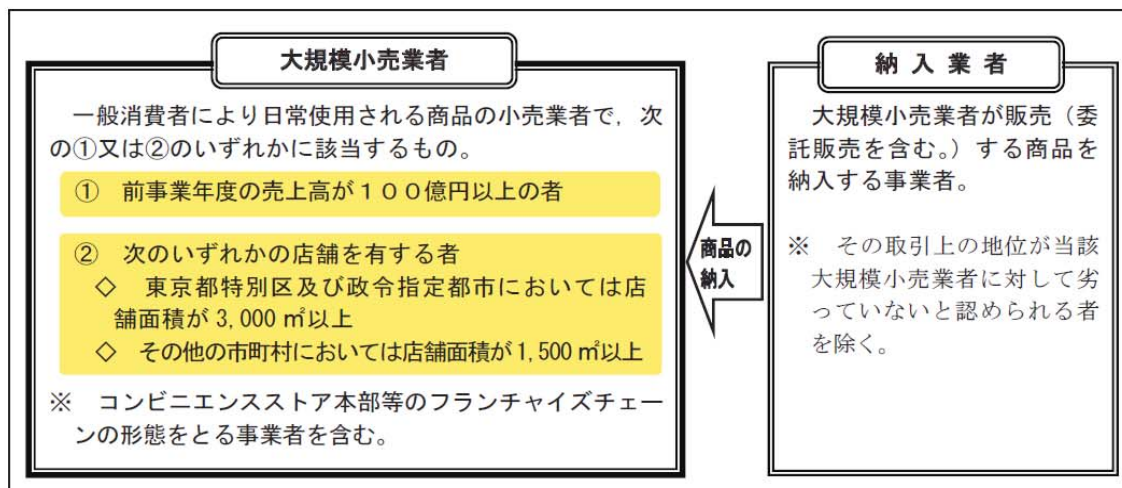
特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

2

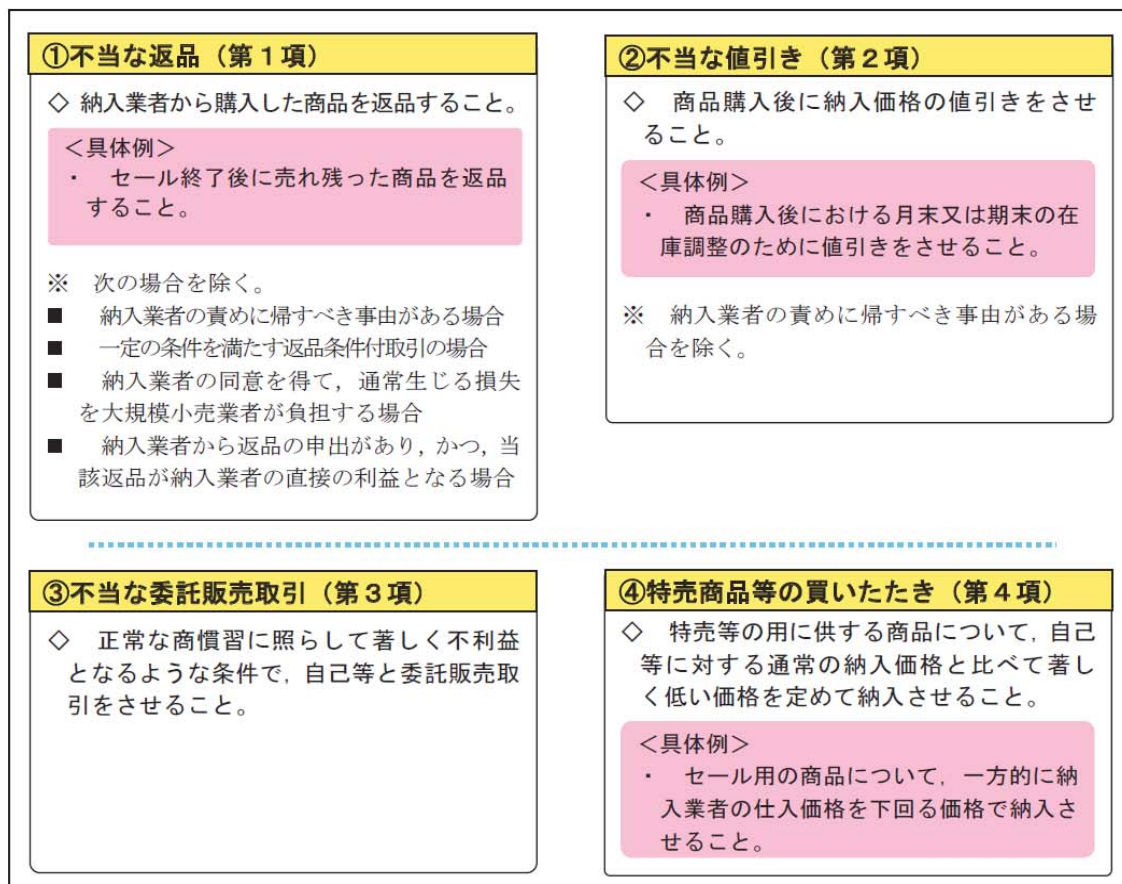
(資料 2)

大規模小売業告示のポイント

1 規制の対象となる大規模小売業者の取引



2 禁止される大規模小売業者の行為



⑤特別注文品の受領拒否（第5項）

◇ プライベート・ブランド商品（PB商品）など、特別の規格等を指定して注文した後で、その商品の受領を拒むこと。

<具体例>

- ・ PB商品を発注後、需要の見通しが変わったために同商品の受領を拒否すること。

※ 次の場合を除く。

- 納入業者の責めに帰すべき事由がある場合
- 納入業者の同意を得て、通常生じる損失を大規模小売業者が負担する場合

⑥押し付け販売等（第6項）

◇ 正当な理由がある場合を除き、納入業者が希望しないにもかかわらず、自己の指定する商品を購入させ、又は役務を利用させること。

<具体例>

- ・ 仕入担当者が中元商品、歳暮商品を購入させること。

⑦納入業者の従業員等の不当使用等（第7項）

◇ 自己等の業務に従事させるため、納入業者の従業員等を派遣させ、又は自己等が雇用する従業員等の人件費を負担させること。

<具体例>

- ・ 棚卸業務に従事させるため、派遣に必要な費用を負担することなく、納入業者に従業員を派遣させること。
- ・ 店舗の新規オープンのために自らが雇用した従業員に係る人件費を納入業者に負担させること。

※ 次の場合を除く。

- あらかじめ納入業者の同意を得て、納入業者の納入商品の販売業務（その従業員が大規模小売業者の店舗に常駐している場合は、当該商品の販売業務及び棚卸業務）に従事させる場合
- 派遣条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、派遣に通常必要な費用を負担する場合

⑧不当な経済上の利益の收受等（第8項）

◇ 納入業者が本来提供する必要のない金銭等を提供させること。
◇ 納入業者の得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭等を提供させること。

<具体例>

- ・ 自己の決算対策のために協賛金を提供させること。
- ・ 広告費用として、実際に要した費用を超えて協賛金を提供させること。

⑨要求拒否の場合の不利益な取扱い（第9項）

◇ 納入業者が①から⑧の要求に応じないことを理由に、代金の支払遅延、取引の停止等の不利益な取扱いをすること。

⑩公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い（第10項）

◇ 納入業者が①から⑨の事実を公正取引委員会に知らせ、又は知らせようとしたことを理由に、代金の支払遅延、取引の停止等の不利益な取扱いをすること。